

(証券コード 5341)
平成28年 2月10日

株 主 各 位

堺市美原区小平尾451番地

アサヒ衛陶株式会社

取締役社長 町 元 孝 二

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年2月25日(木曜日)午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|----|---|
| 1. 日 | 時 | 平成28年 2月26日(金曜日) 午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 堺市美原区小平尾451番地
当社会議室(2階 大会議室)
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | 1. | 第65期(平成26年12月1日から平成27年11月30日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第65期(平成26年12月1日から平成27年11月30日まで)計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件 |
| 第3号議案 | | 補欠取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第6号議案 | | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件 |
| 第7号議案 | | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.asahieito.co.jp/>)に掲載させていただきます。

添 付 書 類

事 業 報 告

(平成26年12月1日から)
(平成27年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油安や各国の経済政策の効果により、平成26年4月に実施された消費税増税による景気の減速から緩やかに回復しており、個人消費や雇用情勢が改善傾向にあることから、企業収益にも持ち直しの動きが見えております。

しかしながら、中国経済の下振れ懸念や国内株価の乱高下等による国内消費の落ち込みによる景気腰折れ懸念などにより経済への悪影響が生じる恐れがあるなど、全面的に回復局面にあるとは言えない状況であります。

当社グループに関連の深い住宅関連業界におきましても、住宅建設の業況がおおむね横ばいとなっており、またリフォーム市場の景況感が一進一退の様相を見せるなど、依然として不透明な状況が続いておりますが、今後につきましては、リフォーム市場や高齢者向けの住居建設などが比較的堅調に推移することが期待されます。また、次の消費税増税を意識した変化も見られ始めております。

このような経済環境の中、当社グループは継続的な成長を見込んでおります介護分野やリフォーム分野での営業強化、インバウンド需要の取り込み、海外市場における新規販路拡大などの販売強化を進めるとともに、商品・材料の仕入コスト削減などに取組むことで、経営基盤の強化、売上の拡大および収益構造の改善に努めてまいりました。

その結果、ケアシス（福祉介護向け商品）事業やベトナムを中心とした海外事業が前期を上回る成果を挙げることができました。しかし、消費税増税の反動減が想定以上に長引いたことおよび東日本を中心としたホームセンター販売チャンネルにおいて競合他社との価格競争が激化したことによる売上減少、また前期後半に与信管理強化を行った影響による売上減少のリカバリーが追いつかなかったことや、急激な円安による仕入コスト上昇の影響を受けたこと、加えて繰延税金資産を取り崩したことにより、業績は前期を大幅に下回ることとなりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,832百万円（前期比△12.5%）、営業損失は116百万円（前期は38百万円の営業利益）、経常損失は114百万円（前期は47百万円の経常利益）、当期純損失は136百万円（前期は35百万円の当期純利益）となりました。

なお、当社グループは住宅設備機器事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資は、金型が主なもので、その総額は39百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として350百万円の調達を行いました。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 62 期 (23.12～24.11)	第 63 期 (24.12～25.11)	第 64 期 (25.12～26.11)	第 65 期 (当連結会計年度) (26.12～27.11)
売 上 高 (百万円)	—	3,305	3,237	2,832
経常利益または損失(△) (百万円)	—	134	47	△114
当期純利益または純損失(△) (百万円)	—	114	35	△136
1株当たり当期純利益 または純損失(△) (円)	—	7.66	2.44	△9.45
総 資 産 (百万円)	—	2,162	2,214	2,238
純 資 産 (百万円)	—	1,531	1,535	1,373
1株当たり純資産額 (円)	—	102.60	106.18	94.98

(注) 1. 1株当たり当期純利益または純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 第64期および第65期の1株当たり当期純利益または純損失の算定において、株式付与E S O P信託が保有する当社株式を自己株式としていることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

また、1株当たり純資産の算定においても、期末発行済株式数から当該株式数を控除しております。

3. 当社グループでは、第63期より連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 62 期 (23. 12～24. 11)	第 63 期 (24. 12～25. 11)	第 64 期 (25. 12～26. 11)	第 65 期 (当事業年度) (26. 12～27. 11)
売 上 高 (百万円)	3, 184	3, 302	3, 235	2, 809
経常利益または損失(△) (百万円)	165	141	57	△113
当期純利益または純損失(△) (百万円)	202	103	35	△135
1 株当たり当期純利益 または純損失(△) (円)	13. 55	6. 93	2. 43	△9. 36
総 資 産 (百万円)	2, 131	2, 161	2, 213	2, 237
純 資 産 (百万円)	1, 407	1, 531	1, 535	1, 374
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	94. 15	102. 61	106. 18	95. 05

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益または純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第64期および第65期の1 株当たり当期純利益または純損失の算定において、株式付与 E S O P 信託が保有する当社株式を自己株式としていることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。
- また、1 株当たり純資産の算定においても、期末発行済株式数から当該株式数を控除しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 な 事 業 内 容
VINA ASAHI CO., LTD.	28, 378千円	100%	住宅設備機器の販売

(4) 対処すべき課題

当社グループに関連の深い住宅関連業界におきましては、住宅建設の業況がおおむね横ばいとなっており、またリフォーム市場の景況感が一進一退の様相を見せるなど、依然として不透明な状況が続いておりますが、今後につきましては、リフォーム市場や高齢者向けの住居建設などが比較的堅調に推移することが期待されます。また、次の消費税増税を意識した変化も見られ始めており、当社グループは、引き続き経営基盤の強化および収益構造の改善を最重要課題として掲げ、下記のような施策に全社を挙げて取り組んでまいります。

① 収益性の改善施策

- ・グローバル調達の新構築によるコスト削減。
- ・仕入商品の設計変更などによる仕入価格のコスト削減。
- ・品質チェック機能強化による品質管理のコスト削減。
- ・高利益商品の重点販売による売上総利益率の改善。
- ・停滞品在庫の削減による収益の改善。

② 財務体質の改善施策

- ・停滞品在庫の削減など適切な在庫処置、および保有資産（有価証券）の流動化を図れたことにより、バランスシートの健全化を推進しております。

③ 販売強化施策

- ・福祉介護向け商品、省エネ分野向け商品（節電・節水）の開発推進と販路拡大。
- ・インバウンド向け商材、洗面台フォトドレッサー、賃貸住宅向けのキッチン等新商品の販売促進による新たな収益源・販路の確保。
- ・ベトナムを中心とした海外市場における新規販路開拓、提案商材の拡充、ブランド価値向上への取組強化。
- ・インターネットを活用した販売促進による営業強化。

(5) 主要な事業内容（平成27年11月30日現在）

当社グループは、衛生機器（衛生陶器、附属器具、水洗便器セット、その他関連機器）・洗面機器（洗面化粧台、化粧鏡、天板、その他関連機器）の製造、仕入、販売を行っております。

(6) 主要な事業所（平成27年11月30日現在）

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社 ・ 大 阪 支 店	堺 市 美 原 区
東 京 支 店	東 京 都 北 区
九 州 支 店	佐 賀 県 鳥 栖 市
仙 台 営 業 所	仙 台 市 若 林 区
松 山 営 業 所	愛 媛 県 松 山 市

② 子会社の事業所

名 称	所 在 地
V I N A A S A H I C O . , L T D .	ベ ト ナ ム 社 会 主 義 共 和 国

(7) 使用人の状況（平成27年11月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
84名(27名)	1名増(3名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は年間の平均雇用人員を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
82名(27名)	1名増(3名増)	40.2歳	9.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は年間の平均雇用人員を（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年11月30日現在）

借 入 先	借 入 額
	百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	210
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	117
株 式 会 社 京 都 銀 行	103
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	81
株 式 会 社 近 畿 大 阪 銀 行	48

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年11月30日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 48,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 14,940,000株 |
| ③ 株主数 | 1,908名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
アサヒ衛陶取引先持株会	727	4.87
日本証券金融株式会社	534	3.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （株式付与ESOP信託口・75644口）	462	3.10
双日プラネット株式会社	449	3.01
株式会社SBI証券	399	2.67
丹 司 英 子	384	2.57
阿 部 五 美	353	2.37
クレディスイスアーゲー チューリッヒレジデントトウキョウ	304	2.04
町 元 孝 二	240	1.61
戸 田 佳 男	210	1.41

（注） 1. 持株比率は、自己株式(15,471株)を控除して計算しております。

2. 持株比率は、「株式付与ESOP信託口」が所有する462,000株を含めて計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年11月30日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年11月30日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	町元孝二	
取締役	上野泰志	営業本部長 VINA ASAHI CO., LTD. 社長
取締役	越野秀司	開発本部長
取締役	福森鉄也	株式会社エス・ティー・アイ・サポート代表取締役
常勤監査役	景山好庸	
監査役	中光弘	弁護士法人 中央総合法律事務所 代表社員弁護士
監査役	井関新吾	株式会社井関総合経営センター 代表取締役

- (注) 1. 監査役のうち中光 弘、井関新吾の両氏は社外監査役であります。
2. 監査役中光 弘氏は、弁護士としての専門的見地から、コンプライアンス等企業統治に対する知見を有しております。
3. 監査役井関新吾氏は、公認会計士としての専門的見地から、財務および会計に対する知見を有しております。
4. 当社は、監査役中光 弘氏および監査役井関新吾氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中の取締役の地位、担当の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
町元孝二	代表取締役社長 営業本部長	代表取締役社長	平成27年2月26日
上野泰志	取締役国際事業室長兼営業本部長 取締役国際事業室統括部長	取締役国際事業室長兼営業本部長 取締役国際事業室統括部長	平成26年12月1日
	取締役国際事業室長兼営業本部長 取締役国際事業室副部長	取締役国際事業室長兼営業本部長 取締役国際事業室副部長	平成27年2月26日
福森鉄也	常務取締役兼企画管理部管掌 常務取締役兼企画管理部管掌	常務取締役兼企画管理部管掌 常務取締役兼企画管理部管掌	平成26年12月1日
	常務取締役兼企画管理部管掌 常務取締役兼企画管理部管掌	取締役	平成27年2月26日

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員 の員数
		基本報酬	退職慰労金	
取締役	46,925	42,762	4,163	4名
監査役 (うち社外監査役)	10,750 (3,600)	10,200 (3,600)	550 (－)	3名 (2名)
合計	57,675	52,962	4,713	7名

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役2名の使用人分給与は含まれておりません。
2. 退職慰労金には、役員退職慰労引当金の当事業年度繰入額を記載しております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成7年2月24日開催の第44回定時株主総会において年額80百万円以内と決議をいただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成7年2月24日開催の第44回定時株主総会において年額20百万円以内と決議をいただいております。

④ 社外役員等に関する事項

イ. 社外監査役の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	当社との関係
監査役	中 光 弘	弁護士法人 中央総合法律事務所 代表社員弁護士	特別な関係はありません。
監査役	井 関 新 吾	株式会社井関総合経営センター 代表取締役	特別な関係はありません。

ロ. 社外監査役の主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
監査役	中 光 弘	当期開催の取締役会18回のうち14回に出席し、また、当期開催の監査役会14回のうち13回に出席しており、主に弁護士としての専門的見地から発言を適宜行っております。なお、欠席した取締役会および監査役会についても常勤監査役から会議の決議事項等について説明を受け、内容の把握に努めております。
監査役	井 関 新 吾	当期開催の取締役会18回のうち15回に出席し、また、当期開催の監査役会14回全てに出席しており、主に公認会計士としての専門的見地から発言を適宜行っております。なお、欠席した取締役会についても常勤監査役から会議の決議事項等について説明を受け、内容の把握に努めております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と両社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任に対し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

ニ．社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、当事業年度の末日において社外取締役を置いておりませんが、監査役3名のうち社外監査役として2名置いております。社外監査役は、会計や法務の専門家から選任し、代表取締役を中心とした業務執行機関に対する監督・監視機能が十分に発揮されておりましたので、会社法改正に伴い、現体制に追加して社外取締役を置くよりも、監査等委員会設置会社への移行を含めて当社にとってより有効で適切なガバナンス体制の構築を検討していたため、現時点では社外取締役は置いておりません。

なお、上記検討の結果、平成28年2月26日開催を予定しております第65回定時株主総会において必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行し、議決権のある監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）を置くことにより、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図ることと致します。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 O A G 監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
	千円
・ 当事業年度に係る報酬等の額	14,500
・ 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格を有する者を含む)の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人O A G 監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任に対し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての整備状況は次のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役、従業員を含めた行動指針として法令遵守、社会規範、社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する社内規程を制定し、取締役、従業員は定められた社内規程に従い業務を執行する。

内部監査室を設置し、コンプライアンス体制の構築および維持向上を推進する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報および文書の取扱いについて、文書取扱規程に従い保存および管理することとする。

取締役および監査役は、これらの情報を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の損失の危険については、リスク管理に関する基本方針をリスク管理規程として定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備・構築する。内部監査室がリスク管理全般を統轄し、各部門はそれぞれに関するリスクの管理を行い内部監査室へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図るものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は毎月1回定期的に開催のほか、必要に応じて随時開催して、会社経営方針をはじめ重要事項の審議・決定を行うものとする。

執行役員会は毎月定期的に開催し、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の審議、利益計画の進捗状況のチェックを行うものとする。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および海外子会社における業務の適正を確保するために、共通の経営理念および行動指針の周知徹底を取締役・従業員に図る。また、「海外子会社管理規程」を制定し、海外子会社の管理運営体制を構築している。

海外子会社の取締役・従業員が、重大な法令・定款違反および不正行為を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、当社取締役会に報告する。当社取締役会は、当該事項について審議を行い、必要と認める場合、海外子会社に対し適切な措置を講じるように指示する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の独立性に関する事項
当社は監査役の要請または必要に応じて監査役の職務を補助するため、内部監査室の従業員に監査に必要な業務を命じることができるものとする。監査役から監査に必要な業務の命令を受けた従業員は、その業務の遂行にあたって取締役の指揮命令を受けないものとする。
7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会、執行役員会、その他重要な会議への出席並びに重要な決裁書類等の閲覧ができる。
取締役および従業員は、重大な法令・定款違反および不正な行為を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。
監査役は、いつでも必要に応じて、取締役および従業員に対して報告を求めることができる。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
会計監査人である監査法人より、監査役への監査計画および監査結果についての説明と情報および意見交換を行うことができる。
監査役は、必要に応じて代表取締役と意見交換を行うことができる。
9. 体制の運用状況
当社の内部監査室は、常勤監査役および会計監査人と連携して内部監査計画に基づき、財務に係る内部統制の評価を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに必要に応じて改善策の指導・支援をしております。
また、内部監査室は、コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、取締役・従業員に対しコンプライアンスに関する研修を実施するなど啓蒙活動を実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業の本質、当社の企業理念及び当社企業価値の源泉、取引先企業等の当社ステークホルダーとの信頼関係の重要性を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。他方、当社も上場企業である以上、健全な投資家の皆様が当社株式を買い付けることは、原則、自由であります。当社の経営理念を否定し、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた施策に異を唱える者によって当社に対する買収提案が行われた場合、これを受け入れるかどうかは、その時点における株主の皆様の適切なご判断に委ねられるべきものと考えております。そして、株主の皆様に適切に判断いただくためには、株主の皆様に十分な情報を提供することが必須です。

また、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、江戸時代享保年間に創業した屋根瓦製造販売業の流れを汲む衛生陶器メーカーで、近年は衛生陶器をコアビジネスとする、サニタリー分野での住宅設備機器を長年に亘り社会に供給して参りました。当社は、「お客様にご満足いただける商品とサービスを、満足いただける価格で提供する」ことを最優先に、「快適で豊かな暮らし」が実感できる住環境を実現することを経営理念としております。また、地球環境に優しいエコ、省エネ、節水商品、人に優しい福祉、高齢者配慮商品の開発に注力するとともに、ユーザーニーズの変化に対応すべく、機動性を持った海外調達の強化を積極的に進めております。更に、主力商品の多機能洗髪洗面化粧台及び節水型トイレ等の更なる拡充を図るとともに、ユニバーサルデザイン化粧台・住宅リフォーム対応の商品開発を進めております。

以上のように、当社は「水と電気」を使用する、耐久消費財を製造する企業として、「地球環境に優しい (Save water/Save energy)」商品づくりを行うことが、企業価値を高めるものと信じております。

① 新規分野への事業領域拡大

介護及びサービス付高齢者住宅への製品納入に向け、専属営業人員を配置することや、設計段階から携わることにより、当該事業分野における売上高の拡大を目指して参ります。

また、ベトナムでの販売を足掛かりとして、台湾・中国本土への営業をも本格化させることにより、当社国際事業の拡大も目指して参ります。

更に、営業情報やお客様の声からトレンドを捉え、永年培ってきたノウハウを活かし、安全性・機能性や品質の検証、デザイン修正等、トライ＆エラーの繰り返しにより製品の完成度を高め、製品化しておりますが、当該新規事業領域に関連する新製品の開発にも注力し、お客様にとって品質面・価格面でより魅力のある製品をご提案できるようにして参ります。

② 徹底したコスト削減

ASEAN及び中国を中心とした調達活動を推進させ、仕入コストを削減させる活動を継続して参ります。

また、組立拠点・物流拠点の再構築及び社内システムの刷新により、草の根レベルでのムダを省くことで、一つ一つのコスト削減を積み重ね、全社的な前向きなコスト削減を進めて参ります。

更には、現在中国・韓国・ベトナム・タイ等の海外生産拠点で製品を量産化しておりますが、生産拠点と国内のダブルチェック体制を徹底した品質管理により実施することで、品質チェック機能を確認させ、クレーム撲滅及び未然の防止によるコスト削減に繋げて参ります。特に、中国・韓国・ベトナム・タイ等の海外生産拠点の現地スタッフへ当社技術の指導・伝授を行うことで、生産効率のアップとともに、高品質の維持を実現しております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについての取締役会の判断

① 大規模買付ルール必要性

当社取締役会は、上記1.に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、また株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的として、大規模買付者が大規模買付行為を行う前に取るべき手続等を明確かつ具体的に示した大規模買付ルール（以下「本ルール」といいます。）を導入することといたしました。

② 本ルール of 合理性

ア 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本ルールは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的とするものです。

イ 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。また、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程における買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）も遵守しております。

ウ 株主意思を重視するものであること

本ルールの有効期間は、平成29年2月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとし、当該株主総会において、株主の皆様より本ルールの更新についてご承認を頂戴した場合に限り、当該株主総会終了後本ルールを更新することを予定しております。また、当社は、本ルールの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本ルールを廃止する旨の決議がなされた場合には、本ルールをその時点で廃止します。その意味で、本ルールの導入及び廃止は、当社株主の皆様 of 意思に基づくこととなっております。

エ 独立性 of 高い社外者の判断の重視と情報開示

本ルールの運用に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみにより構成される特別委員会によって、当社取締役会 of 恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様 to 情報開示することとされており、本ルールの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

オ 合理的な客観的要件の設定

本ルールは、本ルールに定める合理的かつ客観的な要件が充足される場合でなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

カ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役の任期は2年とされており、期差任期制は採用されていないため、本ルールは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策ではございません。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,597,378	流 動 負 債	366,587
現金及び預金	588,616	支払手形及び買掛金	62,175
受取手形及び売掛金	563,019	1年内返済予定の 長期借入金	191,062
商品及び製品	324,877	未 払 金	62,138
前 渡 金	72,233	未 払 法 人 税 等	4,241
繰延税金資産	21,740	未 払 消 費 税 等	2,655
そ の 他	27,294	未 払 費 用	30,811
貸倒引当金	△403	賞 与 引 当 金	3,950
固 定 資 産	641,065	そ の 他	9,552
有 形 固 定 資 産	490,346	固 定 負 債	498,166
建 物	124,431	長 期 借 入 金	370,491
構 築 物	7,061	繰 延 税 金 負 債	2,812
機 械 及 び 装 置	14,742	退職給付に係る負債	48,861
車輛・工具器具及び備品	32,471	役員退職慰労引当金	21,502
土 地	297,376	株 式 給 付 引 当 金	8,318
リ ー ス 資 産	14,262	預 り 営 業 保 証 金	33,561
無 形 固 定 資 産	34,305	そ の 他	12,619
ソ フ ト ウ ェ ア	30,718	負 債 合 計	864,753
そ の 他	3,586	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	116,413	株 主 資 本	1,365,811
投資有価証券	19,308	資 本 金	1,403,250
投資不動産	75,824	利 益 剰 余 金	3,679
出 資 金	50	自 己 株 式	△41,117
差 入 保 証 金	17,113	その他の包括利益累計額	7,877
団 体 生 命 保 険 金	4,113	その他有価証券評価差額金	6,498
そ の 他	4	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2,698
資 産 合 計	2,238,443	為 替 換 算 調 整 勘 定	△1,319
		純 資 産 合 計	1,373,689
		負債及び純資産合計	2,238,443

連 結 損 益 計 算 書

（平成26年12月 1 日から）
（平成27年11月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	金 額
売 上 高		2,832,292
売 上 原 価		1,826,809
売 上 総 利 益		1,005,482
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,121,960
営 業 損 失		116,477
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 受 取 配 当 金	458	
そ の 他	19,116	19,575
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,007	
そ の 他	13,528	17,536
経 常 損 失		114,439
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	6,936	6,936
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6	6
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		107,508
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	8,000	
法 人 税 等 調 整 額	21,124	29,124
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失		136,632
当 期 純 損 失		136,632

連結株主資本等変動計算書

（平成26年12月1日から
平成27年11月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,403,250	140,311	△40,935	1,502,626
当連結会計年度変動額				
当 期 純 損 失（△）		△136,632		△136,632
自 己 株 式 の 取 得			△182	△182
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）				
当連結会計年度変動額合計	－	△136,632	△182	△136,814
当連結会計年度末残高	1,403,250	3,679	△41,117	1,365,811

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	21,419	13,447	△1,597	33,269	1,535,896
当連結会計年度変動額					
当 期 純 損 失（△）					△136,632
自 己 株 式 の 取 得					△182
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△14,920	△10,748	277	△25,391	△25,391
当連結会計年度変動額合計	△14,920	△10,748	277	△25,391	△162,206
当連結会計年度末残高	6,498	2,698	△1,319	7,877	1,373,689

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1 社
- ・連結子会社の名称 VINA ASAHI CO., LTD.

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

VINA ASAHI CO., LTD. の決算日は9月30日であります。

なお、連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。但し、10月1日から連結決算日11月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

商品及び製品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）および投資不動産

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物 3年～60年

車輛・工具器具及び備品 2年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

期末日現在に有する売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるために、翌連結会計年度の支給予定額のうち当連結会計年度に属する支給対象期間見合額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるために、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ニ. 株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員への株式交付に備えるために、当連結会計年度末の株式給付債務の見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」に含めて計上しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…予定取引

ハ. ヘッジ方針

為替変動リスクを避けるため、外貨支払予定額の範囲内で為替予約取引を行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

為替予約は、すべて材料などの購入予定に基づくもので、キャッシュ・フローを固定化するものであるため、有効性の評価を省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りの変更

従来、車輛・工具器具及び備品の耐用年数については、法人税等に規定する方法と同一の基準によっておりましたが、当連結会計年度より、一部の車輛・工具器具及び備品については、当該資産の物理的寿命および製品のライフサイクルを総合的に勘案し、より実態に即した経済的使用可能予測期間に基づく耐用年数に変更しております。

この変更により、従来の方と比べて、当連結会計年度の営業損失、経常損失および税金等調整前当期純損失はそれぞれ7,957千円減少しております。

5. 追加情報

(株式付与E S O P 信託の会計処理について)

当社は平成26年1月20日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P 信託」(以下「E S O P 信託」といいます。)の導入を決議いたしました。

E S O P 信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の報酬制度の拡充を図る目的を有するものをいいます。

当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の職位等に応じた当社株式を、在職中に無償で従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高めるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

E S O P 信託口が保有する当社株式については、信託における帳簿価額(付随費用の金額は除く。)により純資産の部の自己株式に計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は39,815千円、462,000株であります。

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)および「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従前の34.6%から平成27年12月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.1%に、平成28年12月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.3%に変更されます。また、欠損金の繰越控除制度が平成27年12月1日に開始する連結会計年度以降から繰越控除前の所得金額の100分の65相当額に控除限度が改正されました。

これらの税制改正に伴い、当連結会計年度において繰延税金資産は4,161千円減少し、法人税等調整額は4,061千円、その他有価証券評価差額金は221千円、繰延ヘッジ損益は100千円それぞれ増加しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	113,756千円
土地	231,267千円
投資不動産	70,498千円
計	415,523千円

上記物件は、1年内返済予定の長期借入金131,086千円および長期借入金197,107千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 571,833千円

7. 連結損益計算書に関する注記

商品および製品の収益性の低下による 売上原価 8,024千円
簿価切下額

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

(単位:株)

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	14,940,000	—	—	14,940,000

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位:株)

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	475,482	1,989	—	477,471

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式(当連結会計年度末462,000株)が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

9. 減損会計に関する注記

該当事項はありません。

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、栃木県において、賃貸用の倉庫（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
75,824千円	84,759千円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて、自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

11. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており投機的な投資は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、営業本部および企画管理部にて与信管理規程に沿って相手先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、信用状況を定期的にモニタリングしリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金および借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、企画管理部にて月次に資金繰計画を作成して管理しております。なお、デリバティブは為替リスク管理規程に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次の表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
① 現金及び預金	588,616 千円	588,616 千円	－ 千円
② 受取手形及び売掛金	563,019	563,019	－
③ 投資有価証券 其他有価証券	19,308	19,308	－
④ 支払手形及び買掛金	(62,175)	(62,175)	－
⑤ 未払金	(62,138)	(62,138)	－
⑥ 長期借入金	(561,553)	(562,067)	(514)
⑦ デリバティブ取引 (※2) ヘッジ会計が適用されてい るもの	3,973	3,973	－

※1. 負債に計上されているものについては、()で表しています。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は()で表示する方法によっております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法、有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金、⑤未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥長期借入金

長期借入金については、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

⑦デリバティブ取引

デリバティブ取引については、すべてヘッジ会計を適用しております。また時価については、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	588,616	—	—	—
受取手形及び 売掛金	563,019	—	—	—
合計	1,151,635	—	—	—

(4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	143,321	102,148	78,030	46,992	—
合計	143,321	102,148	78,030	46,992	—

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 94円98銭
(2) 1株当たり当期純損失 9円45銭

E S O P信託が所有する自己株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成27年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,597,256	流 動 負 債	365,081
現金及び預金	580,882	支払手形	7,708
受取手形	195,015	買掛金	54,408
売掛金	367,796	1年内返済予定の長期借入金	191,062
商品及び製品	319,086	リース債務	3,864
前渡金	72,233	未払金	62,124
繰延税金資産	21,740	未払法人税等	3,998
短期貸付金	32,089	未払消費税等	2,655
その他の	24,537	未払費用	29,678
貸倒引当金	△16,125	預り金	2,591
		賞与引当金	3,950
		その他の	3,040
固 定 資 産	640,598	固 定 負 債	498,166
有 形 固 定 資 産	490,346	長期借入金	370,491
建物	124,431	リース債務	11,860
構築物	7,061	繰延税金負債	2,812
機械及び装置	14,742	退職給付引当金	48,861
車輛・工具器具及び備品	32,471	役員退職慰労引当金	21,502
土地	297,376	株式給付引当金	8,318
リース資産	14,262	預り営業保証金	33,561
無 形 固 定 資 産	34,305	その他の	758
ソフトウェア	30,718	負 債 合 計	863,248
その他の	3,586	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	115,946	株 主 資 本	1,365,408
投資有価証券	19,308	資本金	1,403,250
投資不動産	75,824	利益剰余金	3,276
出資金	50	その他利益剰余金	3,276
関係会社出資金	0	繰越利益剰余金	3,276
差入保証金	16,651	自 己 株 式	△41,117
団体生命保険金	4,113	評価・換算差額等	9,197
		その他有価証券評価差額金	6,498
		繰延ヘッジ損益	2,698
資 産 合 計	2,237,854	純 資 産 合 計	1,374,606
		負債及び純資産合計	2,237,854

損 益 計 算 書

（平成26年12月1日から
平成27年11月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	額
売 上 高		2,809,502
売 上 原 価		1,811,770
売 上 総 利 益		997,731
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,106,152
営 業 損 失		108,421
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 受 取 配 当 金	1,044	
そ の 他	18,814	19,858
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,078	
そ の 他	20,604	24,682
経 常 損 失		113,245
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	6,936	6,936
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6	6
税 引 前 当 期 純 損 失		106,314
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,000	
法 人 税 等 調 整 額	21,124	29,124
当 期 純 損 失		135,438

株主資本等変動計算書

（平成26年12月1日から
平成27年11月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	1,403,250	138,714	138,714	△40,935	1,501,029
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失（△）		△135,438	△135,438		△135,438
自 己 株 式 の 取 得				△182	△182
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	△135,438	△135,438	△182	△135,620
当 期 末 残 高	1,403,250	3,276	3,276	△41,117	1,365,408

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	21,419	13,447	34,866	1,535,896
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失（△）				△135,438
自 己 株 式 の 取 得				△182
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△14,920	△10,748	△25,669	△25,669
当 期 変 動 額 合 計	△14,920	△10,748	△25,669	△161,290
当 期 末 残 高	6,498	2,698	9,197	1,374,606

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

商品及び製品

移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く) および投資不動産

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物 3～60年

車輛・工具器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

期末日現在に有する売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるために、翌事業年度支給予定額のうち当事業年度に属する支給対象期間見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および中小企業退職金共済制度による退職金支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるために、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員への株式交付に備えるために、当事業年度末の株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|-------------------------------|---|
| ① ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…予定取引 |
| ③ ヘッジ方針 | 為替変動リスクを避けるため、外貨支払予定額の範囲内で為替予約取引を行っております。 |
| ④ ヘッジの有効性評価の方法 | 為替予約は、すべて材料などの購入予定に基づくもので、キャッシュ・フローを固定化するものであるため、有効性の評価を省略しております。 |
| (6) 消費税等の会計処理 | 税抜方式によっております。 |
| (7) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。 | |

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りの変更

従来、車輛・工具器具及び備品の耐用年数については、法人税等に規定する方法と同一の基準によっておりましたが、当事業年度より、一部の車輛・工具器具及び備品については、当該資産の物理的寿命および製品のライフサイクルを総合的に勘案し、より実態に即した経済的使用可能予測期間に基づく耐用年数に変更しております。
この変更により、従来の方々と比べて、当事業年度の営業損失、経常損失および税引前当期純損失はそれぞれ7,957千円減少しております。

5. 追加情報

(株式付与E S O P信託の会計処理について)

当社は平成26年1月20日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」（以下「E S O P信託」といいます。）の導入を決議いたしました。

E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の報酬制度の拡充を図る目的を有するものをいいます。

当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の職位等に応じた当社株式を、在職中に無償で従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるよう、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高めるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

E S O P信託口が保有する当社株式については、信託における帳簿価額(付随費用の金額は除く。)により純資産の部の自己株式に計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は39,815千円、462,000株であります。

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)および「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従前の34.6%から平成27年12月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.1%に、平成28年12月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.3%に変更されます。また、欠損金の繰越控除制度が平成27年12月1日に開始する事業年度以降から繰越控除前の所得金額の100分の65相当額に控除限度が改正されました。これらの税制改正に伴い、当事業年度において繰延税金資産は4,161千円減少し、法人税等調整額は4,061千円、その他有価証券評価差額金は221千円、繰延ヘッジ損益は100千円それぞれ増加しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産	建物	113,756千円
	土地	231,267千円
	投資不動産	70,498千円
	計	415,523千円

上記物件は、1年内返済予定の長期借入金131,086千円および長期借入金197,107千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	571,833千円
(3) 関係会社に対する金銭債権、債務	
短期金銭債権	32,264千円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
受取利息	589千円
(2) 商品及び製品の収益性の低下による簿価切下額	
売上原価	8,724千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位:株)

	当 期 首 株 式 数	当期増加株式数	当期減少株式数	当 期 末 株 式 数
発 行 済 株 式				
普 通 株 式	14,940,000	—	—	14,940,000
自 己 株 式				
普 通 株 式	475,482	1,989	—	477,471

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式(当事業年度末462,000株)が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産評価損否認額	9,930千円
投資有価証券評価損否認額	615千円
退職給付引当金否認額	15,273千円
繰越欠損金	287,686千円
その他	32,134千円
繰延税金資産小計	345,638千円
評価性引当額	△322,623千円
繰延税金資産合計	23,015千円

繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	1,274千円
その他有価証券評価差額金	2,812千円
繰延税金負債合計	4,086千円
繰延税金資産の純額	18,929千円

(注) 当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産	21,740千円
固定負債—繰延税金負債	2,812千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

当事業年度は、税引前当期純損失のため、注記を省略しております。

10. 減損会計に関する注記

該当事項はありません。

11. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輛および事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

12. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	V I N A A S A H I CO., LTD.	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収	32,089 31,823	短期貸付金	32,089

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付けは、市場金利等を勘案して利率を決定しております。
2. 子会社への貸倒懸念債権に対し、15,721千円の貸倒引当金を計上しております。
また、当事業年度において8,212千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

13. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 95円05銭
(2) 1株当たり当期純損失 9円36銭
E S O P 信託が所有する自己株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 1 月25日

アサヒ衛陶株式会社
取締役会 御中

OAG監査法人

代表社員 公認会計士 今 井 基 喜[㊞]
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 橋 本 公 成[㊞]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アサヒ衛陶株式会社の平成26年12月1日から平成27年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アサヒ衛陶株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 1 月25日

アサヒ衛陶株式会社
取締役会 御中

〇 A G 監 査 法 人

代 表 社 員 公認会計士 今 井 基 喜 ㊞
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 橋 本 公 成 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アサヒ衛陶株式会社の平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社法計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人OAG監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人OAG監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年1月28日

アサヒ衛陶株式会社 監査役会

常勤監査役	景 山 好 庸 ㊞
社外監査役	中 光 弘 ㊞
社外監査役	井 関 新 吾 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 議決権を有する監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）を置くことにより、取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的に、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により導入された「監査等委員会設置会社」に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものです。
- (2) 取締役が期待された役割を十分に発揮できるように、取締役会決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、並びに会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任を法令で定める額に限定する契約を締結できる旨を新設するものであります。なお、この変更については、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条（条文省略） （機関）	第1条～第3条（現行通り） （機関）
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	(1) 取締役会
2. 監査役	(2) 監査等委員会
3. 監査役会	(削除)
4. 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条～第18条（条文省略）	第5条～第18条（現行通り）
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会
（定員）	（定員）
第19条 当社の取締役は、10名以内とする。	第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、3名から10名以内とする。
（新設）	2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

現行定款	変更案
(選任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設) (新設) 第22条 (条文省略) (取締役会の招集) 第23条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役にこれを発する。 但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 4. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (新設) 第24条 (条文省略) (新設)	(選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。 2. (現行通り) 3. (現行通り) (任期) 第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除) <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第22条 (現行通り) (取締役会の招集) 第23条 (現行通り) 2. (現行通り) 3. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役にこれを発する。 但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 4. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 <u>(監査等委員会の招集)</u> 第24条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。</u> 但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> 第25条 (現行通り) <u>(取締役への委任)</u> 第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定を取締役に委任することができる。</u>

現行定款	変更案
(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 (新設) (新設) (新設) 第5章 監査役及び監査役会 (定員) 第26条 当会社の監査役は、4名以内とする。 (選任) 第27条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任期) 第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤の監査役) 第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 また、別に常任の監査役を選定することができる。	(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 (取締役会規程) 第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 (監査等委員会規程) 第29条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 (取締役の責任免除) 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)

現行定款	変更案
<u>(監査役会の招集)</u> 第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。 <u>但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u> 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
<u>(監査役会の決議)</u> 第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数でこれを決する。	(削除)
<u>(報酬等)</u> 第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
<u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に対し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	(削除)
第6章 会計監査人 第34条 (条文省略)	第5章 会計監査人 第31条 (現行通り)
第7章 計算 第35条～第37条 (条文省略) (新設)	第6章 計算 第32条～第34条 (現行通り)
	附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 当社は、第65回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（4名）は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件に生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
1	まちもと こうじ (昭和35年5月10日生)	昭和58年4月 当社入社 平成11年12月 当社大阪支店長 平成18年12月 当社営業推進部長 平成20年2月 当社取締役・営業副本部長兼営業推進部長 平成20年12月 当社取締役・営業副本部長兼営業推進部長 平成21年12月 当社取締役・営業副本部長兼営業推進部長兼外注管理部長 平成22年5月 当社取締役・営業副本部長 平成22年11月 当社代表取締役社長・営業副本部長 平成27年2月 当社代表取締役社長 現在に至る	240,000株
2	うえの やすし (昭和43年2月3日生)	平成4年7月 当社入社 平成21年12月 当社大阪支店長 平成22年12月 当社執行役員西日本営業部長 平成23年6月 当社執行役員営業本部副本部長兼海外事業担当 平成23年12月 当社執行役員国際事業室長兼営業本部副本部長 平成24年2月 当社取締役・国際事業室長兼営業本部副本部長 平成25年2月 当社取締役・国際事業室長兼営業本部副本部長兼東日本営業部統括部長 平成26年12月 当社取締役・国際事業室長兼営業本部副本部長 平成27年2月 当社取締役・営業副本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) VINA ASAHI CO., LTD. 社長	40,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
3	こしの ひでじ 越 野 秀 司 (昭和28年12月18日生)	平成20年4月 当社入社 平成21年12月 当社技術開発部長 平成22年12月 当社執行役員企画開発部長 平成23年12月 当社執行役員開発本部長兼企画開発部長 平成24年2月 当社取締役・開発本部長兼企画開発部長 平成25年2月 当社取締役・開発本部長 現在に至る	33,000株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

定款に定める取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を欠くことになる場合に備え、補欠取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いしたいと存じます。

第2号議案による選任の員数は3名と現在の取締役4名より1名減となることから、業務執行に支障を起こさないよう、取締役候補者町元孝二氏の補欠として丹司恭一氏、取締役候補者上野泰志および越野秀司の両氏の補欠として石橋孝広氏としたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じること、並びに第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が承認可決されることを条件に生じるものといたします。

補欠取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
1	たん じ きょう いち 丹 司 恭 一 (昭和44年4月23日生)	平成9年3月 当社入社 平成21年12月 当社購買部長 平成23年12月 当社管理本部副本部長兼企画物流部長 平成24年2月 当社執行役員管理本部副本部長兼企画物流部長 平成24年12月 当社執行役員企画管理部長 現在に至る	15,000株
2	いし ばし たか ひろ 石 橋 孝 広 (昭和47年10月5日生)	平成7年4月 当社入社 平成22年12月 当社大阪支店長 平成23年6月 当社西日本営業部長 平成24年2月 当社執行役員西日本営業部長 平成27年2月 当社執行役員西日本営業部長兼国際事業室長 現在に至る	1,000株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件に生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	景山好庸 (昭和27年5月24日生)	昭和51年4月 株式会社近畿相互銀行（現株式会社近畿大阪銀行）入行 平成7年9月 同行ニューヨーク支店長 平成14年12月 同行内部監査部上席調査役 平成16年10月 株式会社ヤマゼン入社 平成20年2月 株式会社アクトワンヤマイチ入社 平成23年2月 当社顧問 平成23年2月 当社常勤監査役 現在に至る	21,000株
2	中光弘 (昭和37年10月20日生)	平成5年4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 平成5年4月 中央総合法律事務所入所 平成15年3月 弁護士法人中央総合法律事務所社員弁護士 平成20年2月 当社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士法人中央総合法律事務所代表社員弁護士	53,000株
3	井関新吾 (昭和33年12月20日生)	昭和56年4月 日新監査法人（現新日本有限責任監査法人）入社 昭和59年3月 公認会計士・税理士登録 昭和62年7月 井関公認会計士事務所開設 所長（現任） 平成22年2月 当社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社井関総合経営センター代表取締役	27,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中光 弘および井関新吾の両氏は社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、同取引所に独立役員として届け出ております。両氏が選任された場合には、改めて両氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 中光 弘氏は、弁護士としてコンプライアンス等企業統治に対する知見を有しておられるため、平成20年2月に当社監査役に就任、適切に職務を遂行しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 井関新吾氏は、公認会計士として財務会計に関する専門家としての経験・知識を活かし、平成22年2月に当社監査役に就任、適切に職務を遂行しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として当社は監査等委員の候補者3名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
なお、中光 弘氏および井関新吾氏とは、現在、当該契約を締結しております。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます福森鉄也氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
福 森 鉄 也	平成22年9月 当社取締役 平成24年2月 当社常務取締役 平成27年2月 当社取締役 現在に至る

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は平成7年2月24日開催の第44回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額80百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は4名であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件に生じるものとしたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額20百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第1号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件に生じるものといたします。

以 上

＝ 株主総会会場ご案内略図 ＝

アサヒ衛陶株式会社

堺市美原区小平尾451番地
T E L 072-362-5235 (代表)



- 南海高野線初芝駅下車→南海バス乗車→船戸下下車 徒歩10分
- 近鉄南大阪線河内松原駅下車→近鉄バス乗車→平尾道下車 徒歩7分